

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起算は、  
翌日が休日とする場合)

一 縦覧に供する書類の名称

木地山入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年二月二十八日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県庁農林部林務課及び三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定に基づき、次のとおり米子市石井要害土地区画整理組合の理事の氏名及び住所等の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十四年二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

畠 中 吉 郎

米子市中町二十番地

斎 木 幸 福

石井八百十番地

斎 木 勉

石井二百八十五番地

恩 部 寛 一

石井六百七十九番地

斎 木 淑 一

石井七百五十四番地

生 田 比

石井七百三十四番地

佐 藤 茂

奥谷四百七十九番地

高 橋 近 雄

奥谷五百五十六番地

昭和四十四年二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

高 橋 近 雄

## 鳥取県告示第百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第一項の規定に基づき保安林の指定の通知を受けた次に掲げる場所に所在する保安林については、その森林所有者が知れず、又はその所在が不明であり、同法同条第三項の規定による当該通知の内容を通知することができないので同法第一百八十九条の規定によりその内容を青谷町役場に掲示したから、同法同条の規定により告示する。

昭和四十四年二月二十八日

鳥取県知事 石破二朗

## 保安林の所在場所

分明である最後の森林所有者

郡	町	大字	字	地番	住	所	氏	名
氣高	青谷	山田	鶴居	署	氣高郡青谷町山田	西川	重	藏
"	"	"	"	"	六郎谷	吾	廣島市牛田町一番地	尾崎千之
"	"	"	"	"	吾	三	九	元の二
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の三
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の四
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の五
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の六
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の七
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の八
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の九
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の十
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の十一
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の十二
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の十三
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の十四
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の十五
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の十六
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の十七
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の十八
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の十九
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の二十
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の二十一
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の二十二
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の二十三
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の二十四
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の二十五
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の二十六
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の二十七
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の二十八
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の二十九
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の三十
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の三十一
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の三十二
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の三十三
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の三十四
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の三十五
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の三十六
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の三十七
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の三十八
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の三十九
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の四十
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の四十一
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の四十二
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の四十三
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の四十四
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の四十五
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の四十六
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の四十七
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の四十八
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の四十九
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の五十
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の五十一
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の五十二
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の五十三
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の五十四
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の五十五
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の五十六
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の五十七
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の五十八
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の五十九
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の六十
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の六十一
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の六十二
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の六十三
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の六十四
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の六十五
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の六十六
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の六十七
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の六十八
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の六十九
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の七十
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の七十一
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の七十二
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の七十三
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の七十四
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の七十五
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の七十六
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の七十七
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の七十八
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の七十九
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の八十
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の八十一
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の八十二
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の八十三
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の八十四
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の八十五
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の八十六
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の八十七
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の八十八
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の八十九
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の九十
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の九十一
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の九十二
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の九十三
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の九十四
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の九十五
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の九十六
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の九十七
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の九十八
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の九十九
"	"	"	"	"	吾	一	九	元の一百

## (執務時間)

第二条 教育委員会事務部局の執務時間は、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七百七十八号）に規定する日並びに一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日までをいう。）を除き、次の表に定めるところによる。

期	間	執務時間
五月一日から	月曜日まで	八時三十分から十七時十五分まで
十月三十一日まで	土曜日	八時三十分から十二時三十分まで
十一月一日から	月曜日から	九時から十七時四十五分まで
翌年の四月三十日まで	土曜日	九時から十三時まで

## (執務時間の特例)

第三条 特別の理由により、学校以外の教育機関において前条に規定する執務時間により難いときは、当該機関の長は教育長の承認を得て別に定めることとする。

## 鳥取県教育委員会訓令第一号

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程を次のように定める。

鳥取県教育委員会委員長 君野秀三

昭和四十四年二月二十八日

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程  
(目的)  
第一条 この訓令は、教育委員会事務局及び学校以外の教育機関（以下「教育委員会事務部局」という。）の執務時間に關し必要な事項を定める

ことを目的とする。

めることができる。

附 則

この訓令は、昭和四十四年三月一日から施行する。

鳥取県教育委員会訓令第二号

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の勤務時間に関する規程を次のように定める。

昭和四十四年二月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 君野秀三

期	間	勤務時間	休憩時間	休息時間
五月一日から	金曜日から 金曜日まで	八時三十五分から 十七時五十五分まで	十二時十五分から 十三時まで	七時から十七時十五分まで及び十 二時から十七時十五分まで
十月三十一日まで	土曜日	八時三十分から 十二時三十分まで		十一時三十五分から 十二時三十分まで
十一月一日から	月曜日から 月曜日まで	十九時四十五分まで 十七時四十五分まで	(十一)時十五分から (十二)時十五分まで	十一時三十分から十二時十五分まで及び十 二時三十分から十七時四十五分まで
翌年の四月三十日まで	土曜日	九時から 十三時まで		十二時四十五分から 十三時まで

(勤務時間等の特例)

第三条 特別の理由により、学校以外の教育機関において前条に規定する

勤務時間等により難いときは、当該機関の長は教育長の承認を得て別に定めることができる。

(施行期日)

附 則

1 この訓令は、昭和四十四年三月一日から施行する。

二 (二号)

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の勤務時間に関する規程

第一条 この訓令は、教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の勤務時間、休憩時間及び休息時間（以下「職員の勤務時間等」という。）に関し必要な事項を定めることとする。

(勤務時間等)

第二条 職員の勤務時間等は、次の表に定めるところによる。

(教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の勤務時間及び職員の勤務時間に関する規程等の廃止)

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

一 教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の勤務時間及び職員の勤務時間に関する規程（昭和三十八年五月鳥取県教育委員会訓令第一号）

二 休息時間に関する規程（昭和三十八年五月鳥取県教育委員会訓令第



## 鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方および新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月300円。郵送料を含む。）を添えて3月20日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込みされる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

# 鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月 から 昭和 年 月 まで、鳥取県公報を

部 購読したいので、購読料金 円を添えて

申し込みます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合、  
及び代表者名、団体名)

(印)

(印)

鳥取県知事 石破二朗 殿